

申請のお忘れは
ありませんか？

児童1人あたり

5万円給付金

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯の生活支援特別給付金

※右ページの給付金や下記の非課税世帯等への10万円給付とは異なります。

■支給額／児童1人あたり 一律5万円

■給付金の支給手続き

○児童扶養手当・児童手当等の受給者で対象の方にはすでに振込済です。

○上記以外の方(高校生のみ養育しており住民税非課税の方、収入が急変した方等)

給付金を受け取るには申請が必要です。

■申請期限

令和4年2月28日(月)17時(必着)

※期限を過ぎると対象者であっても給付を受けることができませんのでご注意ください。

■対象者

「ひとり親世帯分」の対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準に下がった方

「ひとり親世帯以外」の対象者

- ①、②両方に当てはまる方で、ひとり親世帯分の給付金を受けていない方
- ①令和3年3月31日時点で、18歳未満の児童(障害児(特別児童扶養手当受給者に限る)の場合、20歳未満)を養育する父母等(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
- ②令和3年度住民税(均等割)が非課税の方、または新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

■その他申請に必要な添付書類など、詳細は市ホームページをご確認ください。

■問い合わせ／子育て支援課子育て応援係 ☎880-6562

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

現在、給付に向けて準備しています。
給付時期や手続きは、決まり次第、市ホームページや広報などでお知らせします。

■支給対象世帯

- (1)住民税非課税世帯
基準日(令和3年12月10日)において、南国市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- (2)家計急変世帯
令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯

■給付額 1世帯あたり10万円

■問い合わせ／福祉事務所 地域福祉支援係 ☎880-6566

申請のお忘れは
ありませんか？

児童1人あたり

10万円給付金

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金



国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」である本給付金について、南国市では児童1人あたり10万円を現金一括で給付しています。すでに多くの方に支給済みですが、下記の「申請が必要な方」は、申請漏れがないかご確認ください。



1. 申請が必要な方

- ・高校生(平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ)のみ養育しており、かつ主たる生計維持者が児童手当(本則給付)の支給を受ける方と同等の収入である方
- ・職場から児童手当(本則給付)を支給されている公務員の方(公務員の方で、令和3年9月1日から令和4年3月31日までに新生児が生まれた方は、新生児用の申請が別途必要です。)

※申請不要な方(昨年12月に児童手当支給口座へ振込済です。一部新生児を除く。)

- ・児童手当(本則給付)を受給している受給者、一部の高校生および新生児の保護者

2. 給付金の申請書

- ・該当すると思われる方には、1月に申請書をお送りしています
その他申請に必要な添付書類など、詳細は市のホームページでご確認ください。

3. 申請期限

令和4年3月31日(木)17時(必着)

※期限を過ぎると受給できませんのでご注意ください。

【提出先】(郵送可)

〒783-8501 南国市大埴甲 2301 番地
南国市役所 子育て支援課 子育て応援係



南国市 HP
詳しくはこちら

4. 参考

【支給対象児童】

- ・令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
- ・令和3年9月30日現在で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ・令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

【支給対象者】上記支給対象児童の保護者(児童手当(本則給付)の受給者もしくはそれに準ずる者)

【支給額】児童1人あたり10万円

■問い合わせ／子育て支援課子育て応援係 ☎880-6562